

# 開成町 国土強靱化地域計画

令和4年3月

## < 目 次 >

はじめに.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 地域防災計画との関係性.....	1
4 計画期間.....	1
<b>第1章 基本的な考え方.....</b>	<b>2</b>
1 目標設定.....	2
(1) 基本目標.....	2
(2) 事前に備えるべき目標.....	2
2 強靱化を推進する上での基本的な方針.....	2
3 評価の前提となる町の地理的、社会的状況.....	3
(1) 地理的・自然的条件.....	3
(2) 地震及び風水害の被害想定.....	4
<b>第2章 脆弱性評価.....</b>	<b>6</b>
1 脆弱性評価の考え方.....	6
2 想定するリスク.....	6
3 起きてはならない最悪の事態の想定.....	7
4 施策分野の設定.....	8
5 脆弱性評価の結果.....	8
<b>第3章 強靱化の推進方法.....</b>	<b>9</b>
【事前に備えるべき目標】	
1 大規模自然災害の発生したときでも、人命の保護が最大限図られる.....	10
(起きてはならない最悪の事態)	
1-1 建物密集地において建物・交通施設等複合的大規模倒壊、火災による死傷者の発生.....	10
1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災.....	16
1-3 異常気象等による広域な市街地の浸水.....	17
1-4 風水害による多数の死傷者の発生、併せて後年度にわたり脆弱性が高まる事態.....	19

1-5	富士山噴火に伴う溶岩流の流出時の避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生.....	21
1-6	情報伝達の不備等に伴う避難行動の遅れによる多数の死傷者発生....	22
2	大規模自然災害発生直後から救助、救急、医療活動等が迅速に行われる.....	23
	(起きてはならない最悪の事態)	
2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止.....	23
2-2	自衛隊、警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足.....	25
2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶.....	26
2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足.....	27
2-5	医療施設及び医療従事者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺.....	28
2-6	被災地域における疫病・感染症の流行、まん延.....	30
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する.....	31
	(起きてはならない最悪の事態)	
3-1	被災における警察機能の大幅低下による治安の悪化.....	31
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発.....	31
3-3	行政機関職員・施設等被災による機能の大幅な低下.....	32
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する.....	33
	(起きてはならない最悪の事態)	
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止.....	33
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない状態.....	34
5	大規模自然災害が発生後であっても経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない.....	35
	(起きてはならない最悪の事態)	
5-1	サプライチェーンの寸断等による事業所の生産力の低下.....	35
5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給停止.....	35
5-3	食料等の安定供給の停滞等.....	36

6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る.....	36
	(起きてはならない最悪の事態)	
6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能停止.....	36
6-2	上下水道等の長期間にわたる供給停止.....	37
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止.....	37
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態.....	38
7	制御不能な二次災害を発生させない.....	38
	(起きてはならない最悪の事態)	
7-1	住宅密集地での大規模な火災の発生.....	38
7-2	事業所等の火災、爆発の発生.....	39
7-3	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び建物倒壊による二次被害の発生.....	40
7-4	有害物質の大規模拡散・流出.....	40
7-5	農地荒廃による被害の拡散.....	41
7-6	風評被害による地域経済等の甚大な影響.....	41
7-7	水路、貯水池等の損壊、機能の不全による二次被害の発生.....	41
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する.....	42
	(起きてはならない最悪の事態)	
8-1	大量発生 of 災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	42
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	42
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	43
8-4	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態.....	44

## はじめに

### 1 計画策定の趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」という。)が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が閣議決定された。

国土強靱化とは、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間にわたる復旧・復興の歴史を繰り返してきたが、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作りあげていこうとするものである。

また国の動きに併せて県は、平成29年3月に「神奈川県国土強靱化地域計画」(以下、「県地域計画」という。)を策定し、計画の推進を図った。

本町では、このような国、県の動きに併せて、大規模自然災害に対する健康診断となる脆弱性評価を実施するとともに、第五次開成町基本計画後期基本計画を基に本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「開成町国土強靱化地域計画」(以下、「本計画」という。)を策定する。

### 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものである。

### 3 地域防災計画との関係性

本計画は、本町に発生しうる災害のリスクを考慮し、最悪の事態に陥ることを避けられるように、事前の取組を定めるものであり、地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、災害予防対策のほか、発災時の応急対策や発災後の復旧・復興対策等について定めるものである。

### 4 計画期間

本計画の期間は、令和4年度を始期とし、基本計画及び県地域計画の大幅な見直しや社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ所要の変更を加えるものとする。

## 第1章 基本的な考え方

### 1 目標設定

本町の国土強靱化を推進するにあたり、「基本目標」及び基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」を次のとおり定める。なお、各目標は基本計画との調和を保つため、基本計画と同様とする。

#### (1) 基本目標

- ア 人命の保護が最大限図られること。
- イ 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ウ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図れること。
- エ 迅速な復旧復興ができること。

#### (2) 事前に備えるべき目標

- ア 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。
- イ 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。  
(それがなされない場合の必要な対応を含む。)
- ウ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。
- エ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する。
- オ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。
- カ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最小限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- キ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ク 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

### 2 強靱化を推進する上での基本的な方針

本町の強靱化を推進するにあたり、基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、次に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととする。

#### 【強靱化に向けた取り組み姿勢】

- ・本町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から吟味しつつ取り組む。
- ・短期的な視点によることなく、長期的な視野を持って計画に取り組む。
- ・地域の活力高揚や経済成長にも資する取り組みとする。

#### 【適切な施策の組み合わせ】

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、町、民間が適切に連携及び役割分担し

て強靱化に資する対策を講ずる。

・非常時のみならず、平時においても有効に活用される対策となるよう工夫する。

#### 【効率的な施策の推進】

- ・人口増減による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる。
- ・既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。

#### 【地域の特性に応じた施策の推進】

- ・人のつながりやコミュニケーション機能を強化し、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮するとともに、本町の地域の特性に応じた施策を推進する。

### 3 評価の前提となる町の地理的、社会的状況

#### (1) 地理的・自然的条件

##### ア 位置及び面積

本町は、神奈川県西部、足柄上郡の中央部に位置し、町域は、東西 1.7 km、南北 3.8 km で総面積 6.55 km<sup>2</sup>と県下で一番狭小である。

##### イ 地形・地質

本町は、足柄平野の北部に位置しており、この足柄平野は東を大磯丘陵、北を丹沢山地、西を箱根外輪山に囲まれており、南東方が相模湾に向かって開けている。

町内の標高は 32m～69mと起伏は小さく平坦である。

本町の地形分類では、扇状地が大半を占めるほか、わずかに段丘地形・旧河道が分布し、人工地形として工場用地や酒匂川沿い堤防等の盛土が分布している。

地盤は、周囲の市町の地盤とは異なり、厚い砂礫層から構成されている。新しい地層ではあるが、粒径の異なる砂・礫が混在しており、高層ビル群がこのような砂礫層に設置できるように、泥質の地層に比べ良く締まった地盤と考えられる。また、地下水位は一般に5m以深が多い。

##### ウ 気候

気候は、比較的温暖であり、近年における平均気温は 16℃前後、平均湿度 70%前後と恵まれた環境となっている。小田原市消防本部足柄消防署の観測では、年間降雨量は 2,000 mm 程度、降雨日数は 110 日程度であり、降雪は非常に少ない。

##### エ 土地利用

限られた土地を有効に活用し、良好な生活環境を構築するため、町域を北部地域・中部地域・南部地域の3つに区分し、計画的な土地利用を行っている。特に、南部地域においては、開成駅を中心とした広域交流拠点として、新市街地の形成を進めている。

## (2) 地震及び風水害の被害想定

### 地震被害想定

項目		想定地震					大正型 関東地震	
		都心南部 直下地震	三浦半島 断層群の 地震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震		
モーメントマグニチュード(Mw)		7.3	7	6.7	8	9	8.2	
建物被害 (棟)	全壊棟数	*	0	30	*	*	2,530	
	半壊棟数	50	0	310	20	60	1,100	
火災	出火件数(箇所)	0	0	0	0	0	*	
	焼失棟数(棟)	0	0	0	0	0	360	
死傷者数 (人)	死者数	0	0	*	0	0	100	
	重症者数	0	0	*	0	0	70	
	中等症者数	*	0	30	*	*	440	
	軽症者数	10	0	40	*	10	410	
避難者数 (人)	1日目～3日目	70	0	480	40	80	10,880	
	4日目～1週間後	70	0	480	40	80	10,090	
	1ヶ月後	70	0	480	40	80	9,060	
要配慮 者数(人)	避難者 (1日目 ～3日目)	要介護者数	*	0	10	*	*	270
		高齢者数	*	0	50	*	*	1,040
	断水人口 (1日目 ～3日目)	要介護者数	0	0	0	0	0	340
		高齢者数	0	0	0	0	0	1,350
	家屋被害	要介護者数	*	0	20	*	*	260
		高齢者数	10	0	80	*	10	1,000
帰宅困難 者数(人)	直後	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	
	1日後	0	0	0	0	0	1,330	
	2日後	0	0	0	0	0	1,330	
自力脱出困難者(人)		0	0	*	0	0	480	
ライフ ライン	上水道	断水人口 (直後)(人)	10	0	350	*	10	16,100
	下水道	機能支障人口 (人)	170	0	370	170	170	1,860
	都市ガス	供給停止件数 (戸)	0	0	750	0	0	750
	LPガス	供給支障数 (戸)	0	0	50	0	0	100
	電力	停電件数(軒)	0	0	12,300	0	0	12,300
	通信	不通回線数 (回線)	0	0	5,110	0	0	5,190
エレベーター停止台数(台)		*	0	10	*	*	10	
災害廃棄物量(万トン)		*	0	1	*	*	48	

※冬18時の想定。ただし、津波による人的被害は深夜0時の想定。

※\*:わずか(計算上0.5以上10未満)0:計算上0.5未満は0とした。

※各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

※要配慮者のうち、要介護者は要介護3以上、高齢者は75歳以上を対象としている。

## **風水害被害想定**

風水害については、近年の地球温暖化による異常現象の影響により、局地的な大雨が発生する可能性が高くなっている。また、都市化の進行に伴う農地の保水能力の低下に伴い、氾濫被害発生危険性が高まっている。

本町において予想される被害は、洪水ハザードマップにより示されるが、外水を想定しており経験則から得られる被害想定も考慮し、減災に向けた取組を行っていく。

## 第2章 脆弱性評価

### 1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図るうえで必要な対策を明らかにするため、大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、重要なプロセスである。

本町においては、国、県が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を実施する。

### 2 想定するリスク

本町において想定される大規模自然災害全般とする。

町民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模自然災害が遠くない将来に発生する可能性があると予測されている。

また、富士山噴火に伴い溶岩流が酒匂川沿いに流下した場合、全町が溶岩流に覆われる可能性や地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間降雨の増加傾向など、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画では、当面大規模自然災害を想定した評価を実施する。

### 3 起きてはならない最悪の事態の想定

本計画では、基本計画を踏まえ、次の35の「起きてはならない最悪の事態」を想定する。

#### 起きてはならない最悪の想定

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の想定	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。	1-1	建物密集地において建物・交通施設等の複合的大規模倒壊、火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊、火災
		1-3	異常気象等による広域な市街地の浸水
		1-4	風水害による多数の死傷者の発生、併せて後年度にわたり脆弱性が高まる事態
		1-5	富士山噴火に伴う溶岩流の流出時の避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生
		1-6	情報伝達の不備等に伴う避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生
2	大規模災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足
		2-5	医療施設及び医療従事者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地域における疫病・感染症等の流行、まん延
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。	3-1	被災における警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	行政機関職員・施設等被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する。	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない状態
5	大規模自然災害発生後であっても経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない。	5-1	サプライチェーンの寸断等による事業所の生産力の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞等
6	大規模災害発生後であっても生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに早期復旧を図る。	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない。	7-1	住宅密集地での大規模な火災の発生
		7-2	事業所等の火災、爆発の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び二次被害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出

		7-5	農地荒廃による被害の拡散
		7-6	風評被害による地域経済等への甚大な影響
		7-7	水路、貯水池等の損壊、機能の不全による二次災害の発生
8	大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1	大量発生の災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 4 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分野として、次の8つの個別施策分野

を設定する。8つの個別施策分野については、第五次開成町総合計画後期基本計画の8つの政策を「施策分野」として設定する。

##### 【個別施策分野】

- ・町民主体の自治と協働を進めるまち
- ・未来を担う子どもたちを育むまち
- ・健康を育み町民がいきいきと暮らせるまち
- ・安全で安心して暮らせるまち
- ・自然が豊かで環境に配慮するまち
- ・都市の機能と景観が調和するまち
- ・個性豊かな産業と文化を育成するまち
- ・効率的な自治体経営を進めるまち

#### 5 脆弱性評価の結果

本町では、第五次開成町総合計画や開成町地域防災計画における事前対策を参考としながら、国土強靱化に資する施策について洗出しを行い、「起きてはならない最悪の事態」ごとに課題を抽出した。

別紙1「国土強靱化に係る施策の洗い出し結果」

別紙2「脆弱性評価結果」

### 第3章 強靱化の推進方法

本章は、脆弱性評価の結果に基づき

- 「事前に備えるべき目標」
- その妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」
- 各事態を回避するための各「施策」の推進方法

のとおり構成し、方針を整理する。また、各「施策」の記載順は、開成町地域防災計画との相互関係性の観点から整理している。

なお、各「施策」と別紙1(国土強靱化に係る施策の洗い出し結果)との関連性は次のとおり「起きてはならない最悪の事態」ごとに一覧表に示す。

#### 《「最悪の事態」を回避するための施策の凡例》

施 策	関連する施策分野							
	協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
洗出しにより整理した 最悪の事態を回避する ための施策	<p>各施策が関連する施策分野に「○」を記載 ※各分野は次のとおり略称で表記する。</p> <p>自治協働:協働 未来を担う子ども:未来 健康を育み:健康 安全で安心:安全 自然豊かで環境:自然 都市の機能と景観:都市 個性豊かな産業:産業 効率的な自治体経営:自治体</p>							

#### 《各施策の推進方法の凡例》

推進方針	当該施策の推進方法を記載		
主な取組	当該施策の主な取組を例示【 】内は担当課等		
重要業績 指 標	指 標	現状【年度】	目標【年度】
	当該施策に関連する重要業績指標	当該施策の現状で把握可能な数値及び該当年度	当該指標の目標とする数値及びその達成目標年度
関連計画	主な取組に関連する各種個別計画		

**【事前に備えるべき目標】**

**1 大規模自然災害の発生したときでも、人命の保護が最大限図られる。**

**取組の方向性**

- 住宅や道路等の耐震化・整備により、災害に強いまちづくりを推進する。
- 効果的な広域連携体制の構築や災害予防対策を推進し、災害対応力の強化を図る。
- 防災訓練や防災意識の高揚を図り、町民による自助・共助の取組を促進する。

**(起きてはならない最悪の事態)**

**1-1 建物密集地において建物・交通施設等複合的大規模倒壊、火災による死傷者の発生**

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施 策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	避難所の確保・整備	○			○	○			
②	関係機関との連携による防災訓練の実施	○			○				○
③	消防団・交通指導隊の強化	○			○				
④	町民参加の防災訓練の実施 (自主防災組織防災訓練の実施)	○							
⑤	町民の防災意識の高揚	○							
⑥	学校の防災体制の整備		○		○				
⑦	外国人の安全確保対策			○	○				
⑧	要配慮者等への支援			○	○				
⑨	住宅の耐震化及び安全対策				○		○		
⑩	建物の不燃化対策				○				
⑪	危険物等施設の安全対策				○			○	
⑫	文化財の防災対策				○			○	
⑬	防災教育の充実				○				
⑭	ハザードマップによる啓発				○				
⑮	シェイクアウト訓練の実施				○				
⑯	市街地の防災対策						○		

### ① 避難所の確保・整備

推進方針	大規模な災害により大量の避難者の発生による「避難所の不足」、避難生活の長期化による「物資不足」、「避難生活環境の悪化」の防止を図る観点で状況により広域避難の検討、必要物資の備蓄、ごみし尿処理等生活環境の整備を図る。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山噴火に伴う溶岩流の流出等により町独自での避難所の確保が困難な場合に備え、県と調整し、広域避難場所の確保、避難支援体制の充実を図る。(防災安全課)</li> <li>・避難者の発生と避難生活の長期化に伴い、必要な非常用食料・避難所生活必要物品の備蓄を行うとともに防災倉庫の充実・強化を図り、避難所開設時直ちに活用できる体制を整える。(防災安全課)</li> <li>・避難生活の長期化に伴うごみし尿の大量発生 of 処理を適切に行うため、その処理能力を把握するとともに処理方法、仮設トイレ等調達方法について計画を整備する。(環境上下水課)</li> </ul>		
重要業績 指 標	指 標	現状(年度)	目標(年度)
	非常用食料備蓄計画	12, 390食 (2020 年度)	17, 000食 (2024 年度)
関連計画	開成町地域防災計画 開成町備蓄指針		

### ② 関連機関との連携による防災訓練の実施

推進方針	平時から関連機関との連携を図るため、防災訓練においては広域応援活動や救護活動についての運用調整、情報共有を図り、災害発生時の円滑な活動の推進を図る。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び関係機関と連携して防災訓練を行い、各種災害に対する体制及び連携を強化し対応能力の向上を図る。(防災安全課)</li> <li>・県及び町合同の災害対応図上訓練等を実施し、担当業務の検証を行う。(全課)</li> <li>・県の実施する図上訓練等に参加し県及び近隣市町との広域応援を含め連携を行い災害発生時の円滑な活動のための練度向上を図る。(防災安全課)</li> </ul>
関連計画	開成町地域防災計画

### ③ 消防団・交通指導隊の強化

推進方針	大規模災害発生時における応急活動を推進するため、消防団及び交通指導隊の災害対応能力の強化を図る。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員が消火・救助・救命及び災害対応に係る知識、技能を習得できるよう、必要な教育・訓練を実施する。(防災安全課)</li> <li>・消防団の施設、資器材を充実させ、災害発生時必要な活動ができるようにする。(防災安全課)</li> <li>・消防団加入促進のため、町の行事、広報紙等を活用して啓発活動を実施する。(防災安全課)</li> <li>・町民一人ひとりが災害に対する基礎知識及び実践知識を習得し、自助・共助の強化を図るため、防災講座、地域防災リーダー養成講座、地域防災リーダースキルアップ講座等の研修を行い、防災に関する知識、技能を習得させるとともに、防災意識の向上や防災対応力の向上を図る。(防災安全課)</li> <li>・住民避難が必要な際、円滑な避難ができるよう交通指導隊の災害対応力の強化を図る。</li> </ul>

	(防災安全課)		
重要業績 指 標	指 標	現状(年度)	目標(年度)
	地域防災リーダー2名以上配置された自治会数	10自治会 (2020年度)	14自治会 (2024年度)
	消防団員の充足率	約85% (2020年度)	100% (2024年度)
関連計画	開成町地域防災計画 第五次開成町総合計画		

#### ④ 町民参加の防災訓練の実施(自主防災組織防災訓練の実施)

推進方針	町民や事業者が参加する防災訓練を実施し、「自助」「共助」の取組みを推進する。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の実施する防災訓練と自主防災組織、事業所の防災訓練を連携させ、「自助」「共助」の推進を図り、平時から町民の防災意識の高揚を図る。(防災安全課)</li> <li>・地震、風水害被害発生時の対処として、防災訓練において、発電機取扱い、消火器取扱い、土のうの作成・使用要領等を町民に習得させ、災害発生時の対処能力の向上を図る。(防災安全課)</li> </ul>
関連計画	開成町地域防災計画

#### ⑤ 町民の防災意識の高揚

推進方針	町民の防災意識の高揚に努め、「自助」「共助」の取組みを推進する。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民を対象とした防災講座等を開催し、防災意識の普及、啓発を進める。(防災安全課)</li> <li>・町の広報紙に防災に関する特集を組み防災意識の高揚を図るとともに、必要な防災情報を提供する。(防災安全課、企画政策課)</li> <li>・町民自ら行う防災対策として最低3日分の食料、飲料水 避難生活物品の準備のほか、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等家庭での非常時対策・避難行動について周知徹底を図る。(防災安全課)</li> </ul>
関連計画	開成町地域防災計画

#### ⑥ 学校の防災体制の整備

推進方針	児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性を確保する。また児童・生徒等の保護や帰宅に際し、通学路の安全性等の情報の把握、これに基づく適切な判断及び指導ができるよう体制の整備を図る。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における児童、生徒等の安全確保を図るため、安全マニュアル等の整備、登下校指導の充実等を通じ、児童、生徒等の安全・安心を確保する。(学校教育課)</li> <li>・教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行う。(学校教育課)</li> <li>・児童・生徒等の通学路の安全点検を実施する。(防災安全課、学校教育課)</li> <li>・県の施設である吉田島高校が災害時において有効に機能するため、避難所開設方法等について連携を図る。(防災安全課)</li> </ul>
関連計画	開成町地域防災計画

⑦ 外国人の安全確保対策

推進方針	やさしい日本語や多言語による広報を実施し、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導及び支援を行う。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人のための防災対策を推進するため、近隣自治体や国際交流協会等と協力した支援体制の構築に努める。(企画政策課)</li> <li>・防災に関するパンフレットや冊子を、やさしい日本語及び多言語に翻訳して公開・配布を行う。(企画政策課)</li> </ul>
関連計画	開成町地域防災計画

⑧ 要配慮者等への支援

推進方針	高齢者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者等の避難支援体制を整備し、安全を確保する。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が作成した「災害時要援護者対応マニュアル」等に基づき、支援体制等の整備を実施する。(福祉介護課)</li> <li>・民生委員・児童委員、自主防災組織、社会福祉協議会と連携し避難行動要支援者と家族、町民が一体となった協力体制を推進する。(福祉介護課)</li> <li>・避難行動要支援者の把握に努め、安全で迅速な避難を行うため、世帯状況や身体状況も含めた「名簿」の整備、「所在マップ」の充実に努める。(福祉介護課)</li> <li>・避難行動要支援者名簿に登録されていない要介護認定者や重度障がい者等への支援の方策について関係構築に努める。(福祉介護課)</li> <li>・指定福祉避難所や福祉避難所の運用方法、各避難所のバリアフリー化の推進等支援体制を整備する。(福祉介護課)</li> </ul>
関連計画	開成町地域防災計画

⑨ 住宅の耐震化及び安全対策

推進方針	住宅の耐震化について、耐震診断の実施、耐震補強の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図る。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の耐震相談に的確に対応できるよう、建築関係団体との連携を図り耐震診断・耐震改修の普及・啓発に努め、耐震セミナー等の実施や紹介を行う。(街づくり推進課)</li> <li>・民間建築物で新耐震基準によらず建築された一般木造住宅について、住宅の耐震化促進のため、木造住宅耐震診断費及び耐震改修工事等補助金により耐震診断の実施、効果的な耐震補強策を推進する。(防災安全課、街づくり推進課)</li> <li>・災害時の窓ガラス・外装材、看板等の落下に備え、外装材、看板の点検、改修等の落下防止対策、強化ガラスの導入、飛散防止フィルムの貼付等、町民や建築物の管理者に対し啓発を図り、住宅の安全性の向上を推進する。(防災安全課、街づくり推進課)</li> </ul>
関連計画	開成町地域防災計画 開成町耐震改修促進計画

⑩ 建物の不燃化対策

推進方針	地震による出火を防止するため、感震ブレーカーの設置を推進する。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各家庭における出火防止対策として住宅用火災警報器の設置を推進する。(防災安全課)</li> <li>・地震発生後の通電火災の発生を防止するため感震ブレーカーの設置を推進する。(防災安全課)</li> </ul>		
重要業績	指 標	現状(年度)	目標(年度)
指 標	感震ブレーカーの設置個数	2,735個 (2020年度)	4,000個 (2024年度)
関連計画	開成町地域防災計画		

⑪ 危険物等施設の安全対策

推進方針	危険物等施設について、安全管理対策の拡充を推進する。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内及び周辺市町の危険物施設を調査し、危険物の管理状況を把握する。(小田原市消防本部、防災安全課)</li> <li>・危険物施設の管理者に対し、施設の耐震化・安全性の向上を促すとともに事業所内における防災教育、防災訓練の実施等必要な対策を講じるよう指導する。(小田原市消防本部、防災安全課)</li> </ul>
関連計画	開成町地域防災計画

⑫ 文化財の防災対策

推進方針	災害から貴重な文化財を保護するため、文化財の防災対策を進める。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災時のレスキュー活動を含めた対応や防災対策を進める。(産業振興課、生涯学習課)</li> <li>・文化財管理者に対し減災・防災の意識向上及び災害発生時における町との連絡体制を確保する。(産業振興課、生涯学習課)</li> </ul>
関連計画	開成町地域防災計画

⑬ 防災教育の充実

推進方針	防災意識の高揚と防災知識の普及を目的とする防災教育を充実させる。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時に町職員が最善の状況判断ができるよう図上訓練、防災訓練等を実施し必要な知識・技能の習得を図る。(防災安全課)</li> <li>・学校における関連教科の機会を通じ、防災・災害に関する授業、防災訓練等を実施し、児童・生徒の防災教育の充実に努める。(学校教育課)</li> <li>・災害時に救援活動の貴重な担い手となる中学生について、自治会や学校と連携して防災訓練への参加、AEDを用いた救命講習会への参加により、知識の普及に努める。(防災安全課、学校教育課)</li> <li>・生涯学習活動等において、防災講座、AEDを用いた救命講習会、防災関係機関、施設の見学等を実施し、知識の普及に努める。(防災安全課、生涯学習課)</li> <li>・町民に対し防災講座を開催し、防災知識、技能の習得を図るとともに、自主防災組織のリーダー養成講座やスキルアップ講座等を実施し、自主防災組織の活動を支援する。(防災安全課)</li> </ul>

関連計画	開成町地域防災計画
------	-----------

⑭ ハザードマップによる啓発

推進方針	ハザードマップ等により、居住地や通勤経路等日頃利用している場所のリスクを周知・啓発し、町民の防災意識の向上を進める。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップの普及に努め、自宅が浸水した場合、またはその恐れのある場合の避難行動の周知徹底を図る。(防災安全課)</li> <li>・主要箇所の電柱に氾濫した場合の浸水深、避難場所を表示し、なじみがない場所において浸水が発生した場合の避難場所を示し被害の最小化を図る。(防災安全課)</li> <li>・富士山ハザードマップを配布し、噴火に伴う被害について認識させるとともに、町に溶岩流が流入した場合の行動について周知を図る。(防災安全課)</li> </ul>
関連計画	開成町地域防災計画

⑮ シェイクアウト訓練の実施

推進方針	自らのいのちを守る意識の高揚及び地震発生時の的確な安全確保行動等の普及を図る。
主な取組	・地震発生時に安全確保行動が行えるよう、町民・事業者・役場・学校職員等に広く参加を呼びかけ防災訓練等において「シェイクアウト(防災行動訓練)を取り入れる。(防災安全課)
関連計画	開成町地域防災計画

⑯ 市街地の防災対策

推進方針	延焼拡大を防ぐ公園や道路の整備を進め、地震発生時の火災による被害を抑制する。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町のまちづくりに関する指針である「開成町都市計画マスタープラン」において、防災まちづくりに関する考え方を明確にし、総合的な都市防災を推進する。(街づくり推進課)</li> <li>・延焼防止に配慮した公園や幹線道路等のオープンスペース及び避難路を確保し、災害に強いまちを形成する。(街づくり推進課)</li> <li>・住宅の密集、狭あい道路の解消等計画的な面整備を実施し、各種の手法を用いた安全な道路環境の構築を図る。(街づくり推進課)</li> </ul>
関連計画	開成町地域防災計画 開成町都市計画マスタープラン

(起きてはならない最悪の事態)

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊、火災

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	学校の防災体制の整備		○		○				
②	社会福祉施設の防災対策			○					
③	要配慮者等への支援			○					
④	多数の者が利用する施設の安全対策				○				
⑤	文化財の防災対策				○			○	
⑥	防災拠点となる公共施設の安全対策						○		

① 学校の防災体制の整備

再掲(推進方針は1-1-⑥に記載)

② 社会福祉施設の防災対策

推進方針	社会福祉施設における建物の耐震化や設備の安全性を確保する。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて、耐震診断、耐震改修の指導・助言や普及・啓発を行う。(街づくり推進課、福祉介護課)</li> <li>・計画的かつ総合的に耐震化を促進させるための施策を取りまとめた「開成町耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を推進する。(街づくり推進課)</li> </ul>
関連計画	開成町地域防災計画 開成町耐震改修促進計画

③ 要配慮者等への支援

再掲(推進方針は1-1-⑧に記載)

④ 多数の者が利用する施設の安全対策

推進方針	駅、スーパーマーケット等不特定多数の者が利用する施設等について、地震時の安全対策、震災時の応急体制の整備を進める。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の管理者に対して、施設利用者の避難対策等の安全対策について適切な指導等を行うとともに、定期的に訓練を行う等、日頃からの連携に努める。(防災安全課)</li> </ul>

⑤ 文化財の防災対策

再掲(推進方法は1-1-⑫に記載)

⑥ 防災拠点となる公共施設の安全対策

推進方針	被災後、迅速かつ円滑な応急復旧活動が可能となるよう、災害時に応急活動の拠点となる施設等の安全対策を進める。
主な取組	・災害時応急活動拠点等となる公共施設について、落下物や天井脱落対策等の安全対策を進める。(財務課、関係課)
関連計画	開成町地域防災計画

(起きてはならない最悪の事態)

1-3 異常気象等による広域な市街地の浸水

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	治水対策				○		○		
②	河川改修				○		○		
③	排水施設の整備						○		
④	計画的な土地利用						○	○	
⑤	ハザードマップによる啓発				○				
⑥	市街地の防災対策						○		
⑦	農業用施設等の整備							○	

① 治水対策

推進方針	三保ダム、酒匂川、町内河川、用水路を含め流域の適正な土地利用への誘導を含めた総合的な治水対策を推進する。
主な取組	・河川管理者、関係機関と連携し、河川の整備及び定期的な河床整理等を実施するとともに流域の適正な土地利用の誘導を含めた総合的な治水対策を行う。 (県、防災安全課、街づくり推進課) ・三保ダムの管理者である県は、貯水池の堆積土砂の除去、河川整備を行うほか、台風接近前の事前放流等、万全なダム管理に努める。(県、防災安全課)
関連計画	開成町地域防災計画 かながわの川づくり計画

② 河川改修

推進方針	市街地の浸水を防止するため必要な水路改修を実施する。
主な取組	・県管理の要定川、仙了川は重要水防区域に指定されており、町は必要に応じ県に対し整備を要請し、河川の安全性の向上に努める。(県、街づくり推進課) ・町が管理する水路等について整備を推進するとともに、水路の堆積物等を除去し、溢水防止に努める。(街づくり推進課)
関連計画	開成町地域防災計画

③ 排水施設の整備

推進方針	浸水防止対策のための内水排除施設の充実を図る。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用取水堰等を把握し、水災を防止するための措置を講じておくとともに、これらの施設の整備や定期的な点検を実施する。(街づくり推進課)</li> <li>・浸水被害を防止するため、公共下水道(雨水幹線)計画に基づく水路整備を実施する。(街づくり推進課)</li> </ul>		
重要業績 指 標	指 標	現状(年度)	目標(年度)
	幹線水路の整備率 (6か所・1340m)	28% (2017年度)	38% (2024年度)
関連計画	開成町地域防災計画		

④ 計画的な土地利用

推進方針	長期視点に立った都市計画に基づく計画的な土地利用を推進し、避難場所、避難経路を確保する。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備等と連携し緑地の保全を図り、保水機能の向上を図る。(街づくり推進課)</li> <li>・町全体の保水機能維持を確保するため、開成農業振興地域整備計画に基づき優良な農地の確保・保全を図る。(産業振興課)</li> </ul>		
関連計画	開成町地域防災計画 開成町都市計画マスタープラン 開成農業振興地域整備計画		

⑤ ハザードマップによる啓発

再掲(推進方法は1-1-⑭に記載)

⑥ 市街地の防災対策

再掲(推進方法は1-1-⑯に記載)

⑦ 農業用施設等の整備

推進方針	周辺住宅地等への二次災害を防止するため農業用施設の安全性をより一層向上させる。		
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域の宅地化等により、農業用水路の能力を超える雨水の流入が生じる地域において必要に応じて排水整備工事を実施する。(街づくり推進課)</li> <li>・脆弱化した水路等の農業用施設の改修工事を計画的に推進する。(街づくり推進課)</li> </ul>		
関連計画	開成町地域防災計画		

(起きてはならない最悪の事態)

1-4 風水害による多数の死傷者の発生、併せて後年度にわたり脆弱性が高まる事態

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	自主防災組織防災訓練の実施	○							
②	自主防災組織の強化	○							
③	避難所の確保・整備	○			○				
④	学校の防災体制の整備		○						
⑤	要配慮者等への支援			○	○				
⑥	ハザードマップによる啓発				○				
⑦	社会福祉施設の防災対策			○					
⑧	災害情報の収集、伝達体制の整備				○				
⑨	情報発信体制の整備				○				
⑩	治水対策						○		
⑪	計画的な土地利用						○		
⑫	市街地の防災対策						○		
⑬	農業用施設等の整備							○	

① 自主防災組織防災訓練の実施

再掲(推進方法は1-1-④に記載)

② 自主防災組織の強化

再掲(推進方法は1-1-④に記載)

③ 避難所の確保・整備

再掲(推進方法は1-1-①に記載)

④ 学校の防災体制の整備

再掲(推進方法は1-1-⑥に記載)

⑤ 要配慮者等への支援

再掲(推進方法は1-1-⑧に記載)

⑥ ハザードマップによる啓発

再掲(推進方法は1-1-⑭に記載)

⑦ 社会福祉施設の防災対策

再掲(推進方法は1-2-②に記載)

⑧ 災害情報の収集、伝達体制の整備

推進方針	災害発生時に、確実な情報を入手し、迅速に救助・救援活動を実施するため情報収集、伝達手段を整備する。
主な取組	・災害時における指示、連絡、報告等を円滑に行うため神奈川県防災行政通信網(デジタル)を整備・更新する。(防災安全課) ・県との効率・効果的な情報共有を図るため県の「災害情報管理システム」を活用し、多種多様な情報の提供に努める。(防災安全課)
関連計画	開成町地域防災計画

⑨ 情報発信体制の整備

推進方針	町民等への情報発信体制を整備し、適時適切に情報提供を行う。
主な取組	・防災行政無線(同報系)や町ホームページ等を活用し、避難に関する情報を迅速、確実に町民に伝達する。(防災安全課、企画政策課) ・町民等の安全・安心を確保し、重要となる避難に関する情報を迅速、確実に伝達するためLアラート(災害情報共有システム)を活用した報道機関等への情報提供を行う。 (防災安全課、企画政策課) ・報道機関、携帯電話会社、インターネット通信等を活用し災害情報の拡充を図り必要な情報提供が行える体制の確立を図る。(防災安全課、企画政策課)
関連計画	開成町地域防災計画

⑩ 治水対策

再掲(推進方法は1-3-①に記載)

⑪ 計画的な土地利用

再掲(推進方法は1-3-④に記載)

⑫ 市街地の防災対策

再掲(推進方法は1-1-⑯に記載)

⑬ 農業用施設等の整備

再掲(推進方法は1-3-⑦に記載)

(起きてはならない最悪の事態)

1-5 富士山噴火に伴う溶岩流の流出時の避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	必要な防災教育の実施				○				
②	広域避難体制の確立				○				
③	要配慮者等への広域避難支援			○	○				
④	広域避難場所の確保				○				○
⑤	関係機関との調整				○				
⑥	災害情報の収集・伝達体制の整備				○				
⑦	受援体制の整備				○				○

① 必要な防災教育の実施

推進方針	町民及び小中学生に対し、富士山及び開成町に影響するリスクについて防災教育を行う。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山について、その噴火の歴史とその際の被害、噴火した場合の町の被害見積等防災教育を実施し、富士山について正しい認識を身につけさせる。(防災安全課)</li> <li>・地震、浸水等で町に被害が発生する可能性について正しく認識させ、災害時に正しい行動ができるよう必要な教育を実施する。(防災安全課)</li> </ul>
関連計画	開成町地域防災計画 富士山火山避難基本計画(富士山火山対策協議会)

② 広域避難体制の確立

推進方針	富士山噴火に伴い発生が予想される溶岩流の流出に際し開成町富士山噴火に伴う避難計画を作成し、その周知を図る。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実効性ある避難計画、時程表を作成し、計画の検証のための図上訓練、避難訓練を実施し、計画を実行性のあるものにする。(防災安全課)</li> </ul>
関連計画	開成町地域防災計画 富士山火山避難基本計画(富士山火山対策協議会)

③ 要配慮者等への広域避難支援

再掲(推進方法は1-1-⑧に記載)

④ 広域避難場所の確保

推進方針	富士山火山対策協議会の富士山火山避難基本計画に基づき神奈川県と調整を実施し、富士山が噴火し溶岩流が町を覆うおそれがある場合に備え、県内(状況により県外)に広域避難場所(地域)を確保する。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・努めて県内の同一地域に広域避難地域を確保するが、状況により数か所に分散し広域避難場所を確保する。(防災安全課)</li> <li>・分散した広域避難地域に避難した場合においても、自治会単位で広域避難場所を確保する。</li> </ul>

	(防災安全課)
関連計画	開成町地域防災計画 富士山火山避難基本計画(富士山火山対策協議会)

### ⑤ 関係機関との調整

推進方針	富士山火山対策協議会、県、近隣市町、関係機関と平時から調整を行い、災害時発生時に連携して活動できる体制を整える。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回の富士山噴火対策協議会に参加するとともに、ワーキンググループの会議、各種訓練等への参加を通じ、各関係機関と目に見える関係を平時より整える。(防災安全課)</li> <li>・近隣市町の避難要領を確認し、実効性ある避難計画を作成し、避難時の混乱防止を図る。(防災安全課)</li> </ul>
関連計画	開成町地域防災計画 富士山火山避難基本計画(富士山火山対策協議会)

### ⑥ 災害情報の収集・伝達体制の整備

再掲(推進方法は1-4-⑧に記載)

### ⑦ 受援体制の整備

推進方針	県、他市町村からの応援を迅速、的確に受入れ情報共有や各種調整等を行うための体制を構築する。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入のための環境を整備しておくとともに、応援要請の手順を明確化し、応援職員等に担ってもらう受援対象業務を選定しておく。(総務課)</li> <li>・災害対応業務のうち、受援対象業務を整理しておく。(防災安全課、総務課)</li> <li>・受援体制の実行性を高めるため庁内研修、訓練等を行い、訓練内容等の検証と改善を定期的に行う。(防災安全課、総務課)</li> </ul>
関連計画	開成町地域防災計画 富士山火山避難基本計画(富士山火山対策協議会)

(起きてはならない最悪の事態)

### 1-6 情報伝達の不備等に伴う避難行動の遅れによる多数の死傷者の発生

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	自主防災組織の強化	○			○				
②	要配慮者等への支援			○	○				
③	消防団・交通指導隊の強化	○			○				
④	情報発信体制の整備				○				
⑤	災害情報の収集・伝達体制の整備				○				

① 自主防災組織の強化

再掲(推進方法は1-1-④に記載)

② 要配慮者等への支援

再掲(推進方法は1-1-⑧に記載)

③ 消防団・交通指導隊の強化

再掲(推進方法は1-1-③に記載)

④ 情報発信体制の整備

再掲(推進方法は1-4-⑨に記載)

⑤ 災害情報の収集、情報伝達体制の整備

再掲(推進方法は1-4-⑧に記載)

【事前に備えるべき目標】

2 大規模自然災害発生直後から救助、救急、医療活動等が迅速に行われる。

取組の方向性

- 家庭や自主防災組織における備蓄の普及啓発を図る。
- 物資供給停滞にも耐えられるよう、分散備蓄や多様な物資の確保に努める。
- 災害に備え、町の特性を生かした省エネルギー、創エネルギーの取組を推進する。
- 衛生用品の備蓄や衛生対策を進め、災害時に疾病・感染症患者が発生した際にも、迅速に対応できる体制づくりを推進する。

(起きてはならない最悪の事態)

2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	自主防災組織での防災備蓄品、備蓄食料の確保	○			○				
②	学校の防災体制の整備		○		○				
③	必要な防災教育の実施		○		○				
④	医薬品等の準備、備蓄			○					
⑤	広域応援体制の強化				○				○
⑥	防災備蓄品、備蓄食料の確保				○			○	
⑦	水道施設の耐震化及び給水体制の確保						○		

① 自主防災組織での防災備蓄品、備蓄食料の確保

推進方針	地域避難所における防災備蓄品、備蓄食料等を確保する。
主な取組	・自主防災組織における必要な備蓄品の洗出しを行い、計画的な備蓄を実施する。 (防災安全課、自主防災組織)
関連計画	開成町地域防災計画

## ② 学校の防災体制の整備

再掲(推進方法は1-1-⑥に記載)

## ③ 必要な防災教育の実施

再掲(推進方法1-5-①に記載)

## ④ 医薬品等の準備、備蓄

推進方針	町内医療機関に対し災害時用医薬品を配布し、災害時医療機能の充実を図る。
主な取組	・町内4か所の医療機関に対し、定期的に災害時用医薬品を配布し、災害時における医療体制を整える。(防災安全課)
関連計画	開成町地域防災計画

## ⑤ 広域応援体制の強化

推進方針	大規模災害発生時、広域的な受援、応援を円滑に行うため、平常時から相互応援協定自治体、近隣自治体等との連携の強化を図る。
主な取組	・大規模災害発生時、警察、消防、自衛隊等の広域的な応援や、他の自治体からの応援を迅速かつ効率的に受け入れられるよう、体制を整える。(防災安全課) ・他の自治体との相互応援協定の締結を拡大するとともに、応援活動を確保するための施設、資機材等の整備を進める。(防災安全課) ・大規模災害が発生した際、県への応援を迅速かつ的確に実施できるよう県・町合同図上訓練等において受援体制について検証し、さらなる連携の強化を図る。(防災安全課)
関連計画	開成町地域防災計画、神奈川県災害時広域受援計画

## ⑥ 防災備蓄品、備蓄食料の確保

推進方針	大規模災害発生後の飲料水や食料、生活必需品等の不足に対応するため、家庭内備蓄や事業所における職場内備蓄の促進、備蓄計画に基づく備蓄や協定の締結による供給体制の強化を促進する。
主な取組	・災害時における生活必需品等の不足に対応するため、生活必需物資の調達に関する協定を締結する。(防災安全課) ・物資調達・輸送調整等支援システムの習熟化を図り、被災者に必要物資を確実に届けることのできる体制を整える。(防災安全課、産業振興課) ・家庭や事業所等における備蓄の推進に向けた普及・啓発を図る。(防災安全課)
関連計画	開成町地域防災計画 開成町備蓄指針

## ⑦ 水道施設の耐震化及び給水体制の確保

推進方針	大規模震災発生時の避難生活に大きな影響を及ぼす水道施設の耐震化及び断水時の給水体制の確保に努める。
主な取組	・重要給水施設への供給管路や配水本管等の耐震化を行う。 (街づくり推進課、環境上下水道課) ・災害に伴う断水時に防災上重要な施設に配慮し早期に復旧できるような体制を整える。 (街づくり推進課、環境上下水道課)
関連計画	開成町地域防災計画

## 2-2 自衛隊、警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

### 当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	自主防災組織防災訓練の実施	○			○				
②	関係機関との連携による防災訓練の実施				○				
③	救助・救急体制の充実				○				
④	広域応援体制の強化				○				○
⑤	消防団の資機材整備				○				
⑥	受援体制の整備				○				○

### ① 自主防災組織防災訓練の実施

再掲(推進方法は1-1-④に記載)

### ② 関係機関との連携による防災訓練の実施

再掲(推進方法は1-1-②に記載)

### ③ 救助・救急体制の充実

推進方針	大規模災害が発生した際、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施することができるよう資機材等の充実を図る。
主な取組	・小田原市消防本部を通じ、救助・救急活動に係る資機材の充実を図る。(小田原市消防本部)
関連計画	開成町地域防災計画

### ④ 広域応援体制の強化

再掲(推進方法は2-1-⑤に記載)

### ⑤ 消防団の資機材整備

推進方針	消防団が救出、救助、救援活動等を行う場合に必要な資機材等の充実を図る。
主な取組	・消防団が救出、救助、救援活動に係る資機材の充実を図る。(防災安全課)
関連計画	開成町地域防災計画

### ⑥ 受援体制の整備

再掲(推進方法は1-5-⑦に記載)

## 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	医薬品等の準備、備蓄			○					
②	再生可能エネルギーの確保				○	○			
③	燃料の確保				○				

#### ① 医薬品等の準備、備蓄

再掲(推進方法は2-1-④に記載)

#### ② 再生可能エネルギーの確保

推進方針	大規模災害時に停電により災害対策本部や避難所等が機能不全とならないよう、町の特性を生かした省エネルギー、創エネルギーの取組を進める。
主な取組	・電気自動車の導入および電気自動車からの給電器材の導入(防災安全課、総務課) ・非常時のエネルギー消費の低減を図るため高効率な省エネルギー設備や太陽光発電設備を備えたZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)庁舎の維持管理を適切に行い、災害対策本部機能の継続が図れる災害に強い庁舎の充実・強化に努める。(財務課)
関連計画	第五次開成町総合計画

#### ③ 燃料の確保

推進方針	大規模災害時に、災害対策上重要な車両等や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を行うため、燃料の確保対策を進める。
主な取組	・大規模災害時に、災害対策上重要な車両や施設等に対する安定した石油類燃料の供給を確保するため、県が結んでいる神奈川県石油業協同組合との協定や、石油連盟との覚書を活用し、燃料の確保を進める。(防災安全課)
関連計画	開成町地域防災計画

## 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	帰宅困難者対策の推進	○			○				
②	防災備蓄品、備蓄食料の確保	○			○				

### ① 帰宅困難者対策の推進

推進方針	足柄上地域帰宅困難者等対策協議会、関係交通機関等と協力した帰宅困難者対策を推進するとともに、町内事業者及びその従業員に対し一斉帰宅の抑制と職場での備蓄などに対する啓発を行う。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時滞在施設の確保に努めるとともに、必要な食糧等の備蓄を進める。(防災安全課)</li> <li>・県及び足柄上地域帰宅困難者等対策協議会が実施する帰宅困難者対策訓練に参加し、小田急線開成駅及びその周辺での帰宅困難者対策の円滑な運営等、関係機関相互の連携を図り、帰宅困難者を早期に解消させる取組を促進する。(防災安全課)</li> <li>・大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促す。(防災安全課)</li> </ul>
関連計画	開成町地域防災計画

### ② 防災備蓄品、備蓄食料の確保

再掲(推進方法は2-1-⑥に記載)

## 2-5 医療施設及び医療従事者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	町民の救護能力の向上	○		○	○				
②	中学生による防災力の向上	○		○	○				
③	災害時救護体制の整備			○					
④	医薬品等の準備、備蓄			○					
⑤	関係機関との連携による防災訓練の実施	○			○				○
⑥	広域応援体制の強化				○				○
⑦	道路啓開・交通規制体制の整備						○		
⑧	ヘリポートの整備				○				
⑨	道路、橋梁等の整備						○		
⑩	防災拠点となる公共施設の安全対策						○		

### ① 町民の救護能力の向上

推進方針	大規模災害発生により多くの傷病者が発生した場合に備え、町民による救護活動能力の向上を図るための普及教育、救急救命講習を行う。
主な取組	・町の実施する防災講座、自主防災組織防災訓練、事業所および各種団体の要望する防災出前講座等において実施する救命講習により、救護能力の向上を図る。(防災安全課)

### ② 中学生による防災力の向上

推進方針	大規模災害発生により多くの傷病者が発生した場合に備え、中学生による防災力の向上を図るための防災訓練や救命講習を行う。
主な取組	・文命中学校3年生に対し、町防災訓練への参加や救命講習を実施し、防災力の向上を図る。(防災安全課)

### ③ 災害時救護体制の整備

推進方針	大規模災害時において多くの傷病者が発生した場合に備え、救護体制の整備を図る。
主な取組	・県が構築する健康・医療情報プラットフォーム(データベース)を活用し、災害時の救護活動等における町民の健康情報を把握する。(子育て健康課) ・救急医療体制の課題である搬送時間の短縮による緊急医療体制の充実・強化の方策として県が整備するヘリコプターを使用した搬送システムを活用する。(防災安全課、子育て健康課)

### ④ 医薬品等の準備、備蓄

再掲(推進方法は2-1-④に記載)

⑤ 関係機関との連携による防災訓練の実施

再掲(推進方法は1-1-②に記載)

⑥ 広域応援体制の強化

再掲(推進方法は2-1-⑤に記載)

⑦ 道路啓開・交通規制体制の整備

推進方針	道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、道路啓開の実施体制や交通規制体制の強化を図る。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害発生時の交通の混乱を防止し、緊急通行車両等の円滑な移動を確保するため必要な交通規制を行う。このために必要な車両、機材等を整備する。(街づくり推進課)</li> <li>・避難のため重要な路線、道路啓開の優先度の高い路線等について情報の共有を図る。(防災安全課、街づくり推進課)</li> </ul>

⑧ ヘリポートの整備

推進方針	ヘリコプターの臨時離発着場等を整備し、緊急輸送が必要な際、直ちに運用できる態勢を整える。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘリコプターの離発着の際、必要な資機材等を整えるとともに、必要な職員に対し離発着誘導要領を修得させる。(防災安全課)</li> <li>・臨時離発着場周辺の地形、気象、構築物等、離発着に影響を及ぼす事項の把握、離発着時の誘導要領等を普及させるための資料を整備し、緊急離発着時の万全を図る。(防災安全課)</li> </ul>

⑨ 道路、橋梁等の整備

推進方針	大規模災害時の救助活動、物流等の円滑化を図るため、道路や橋梁等の整備、区画整理等による道路の多重性の確保を進める。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開成駅周辺の市街地整備と併せて大規模災害時の緊急輸送路や新規幹線道路を確保するため、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業を推進する。(街づくり推進課)</li> <li>・災害時の緊急輸送路を補完する町道のネットワーク化を図るため、計画的に町道の整備を進める。(街づくり推進課)</li> <li>・災害時の緊急輸送路を補完するよう、町道の狭あい箇所の拡幅整備を行う。(街づくり推進課)</li> <li>・災害時に必要な避難経路、輸送経路上の橋梁の長寿化を図るため、定期点検の結果を踏まえた予防保全型の維持管理を図る。(街づくり推進課)</li> </ul>
関連計画	第五次開成町総合計画

⑩ 防災拠点となる公共施設の安全対策

再掲(推進方法は1-2-⑥に記載)

## 2-6 被災地域における疫病・感染症等の流行、まん延

### 当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	感染症に関する教育の実施			○					
②	防疫体制の整備			○					
③	災害時救護体制の整備			○					
④	自主的な健康増進と疫病予防の推進			○					

#### ① 感染症に関する教育の実施

推進方針	感染症のまん延を防止するため、感染症に関する正しい知識、処置要領を理解させ、大規模災害発生時の避難所運営等に活用させる。
主な取組	・感染症の流行情報や予防策等の情報提供、必要な普及教育を実施する。(子育て健康課)
関連計画	第五次開成町総合計画(3-1-①)

#### ② 防疫体制の整備

推進方針	感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速・的確に処置を講ずるため、防疫活動、保健活動等を実施する。
主な取組	・災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防の対応のため、防疫用品等の備蓄に努める。(防災安全課、子育て健康課) ・災害時に感染症等が発生した場合の対応について、職員に対して避難所開設、運営訓練等を活用し研修させる。(防災安全課、子育て健康課)
関連計画	第五次開成町総合計画(3-1-①)

#### ③ 災害時救護体制の整備

再掲(推進方法は2-5-③に記載)

#### ④ 自主的な健康増進と疫病予防の推進

推進方針	日頃から町民一人ひとりが健康的な生活を実践することができるようにするため、健康に関する「自ら学び、考え、実行する力」を育み、災害時の救護体制が不足する状況下でも健康な生活ができるよう推進を図る。
主な取組	・「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養、・こころの健康づくり」、「歯・口腔の健康」、「たばこ・アルコール・薬物」、「感染症予防」の6つの健康分野について、ライフステージに応じた取組や地域との協働による取組を進める。(子育て健康課)
関連計画	第五次開成町総合計画(3-1-①)

**【事前に備えるべき目標】**

**3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する。**

**取組の方向性**

- 災害対応業務の各種計画やマニュアルの作成・見直しを進め、職員の災害対応力の強化を図る。

(起きてはならない最悪の事態)

**3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化**

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	平時からの地域防犯力の向上	○			○				

① 平時からの地域防犯力の向上

推進方針	災害時の地域防災力の低下を抑えるため、平時から地域、警察などと連携し、地域の防犯力の向上を図る。
主な取組	・災害時の地域防災力の維持のため、平時からいせい防犯まちづくり推進協議会を中心に、地域との協働による町民総ぐるみの防犯活動を展開する。(防災安全課)
関連計画	第五次開成町総合計画 4-3-①

**3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発**

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	平時からの交通安全教育の充実				○				

① 平時からの交通安全教育の充実

推進方針	災害時の交通事故を防止するため、平時から交通安全意識の向上を図るとともに、災害時の交通安全についての啓発を図る。
主な取組	・災害時の交通事故防止のため、平時から開成町交通安全対策協議会を中心に総合的な交通安全対策を展開する。(防災安全課) ・松田警察署と連携し、地震発生時、浸水時の車両運行要領等についての啓発を行い、災害時の重大事故の防止を図る。(防災安全課)

### 3-3 行政機関職員・施設等被災による機能の大幅な低下

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	学校の防災体制の整備		○		○				
②	防災拠点となる公共施設等の安全対策						○		
③	災害対策本部の機能強化				○				
④	業務継続体制の確保				○				
⑤	復興対策マニュアルの整備				○		○		
⑥	受援体制の整備				○				○

#### ① 学校の防災体制の整備

再掲(推進方法は1-1-⑥に記載)

#### ② 防災拠点となる公共施設等の安全対策

再掲(推進方法は1-2-⑥に記載)

#### ③ 災害対策本部の機能強化

推進方針	災害による被害の発生を未然に防ぎ、災害発生後も迅速かつ的確に応急・復旧活動を展開し、被害を最小限に抑えるため、災害対策本部の活動体制や組織体制の強化を図る。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県、防災関係機関等と連携し、各種想定における災害対策本部の図上訓練、運営訓練、情報処理訓練を実施し、非常時に臨機に対応がとれるようにする。(防災安全課)</li> <li>・通信手段の不測事態に備え、防災行政無線、衛星電話回線、小田原市消防本部無線等各種手段を整備し、非常時の通信連絡手段を確保する。(防災安全課)</li> </ul>

#### ④ 業務継続体制の確保

推進方針	災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務の継続性の確保を図る。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務継続計画の改定を行い、災害発生時に必要な業務の継続性を図る。(防災安全課)</li> <li>・発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用等による人材確保に努める。(総務課)</li> </ul>
関連計画	開成町業務継続計画

#### ⑤ 復興対策マニュアルの整備

推進方針	平時から事前に被災後の復興の方向性を検討する等、被災時の計画的な復興の推進を図る。
主な取組	・被災後の復興対策を円滑かつ確実に実施するため、開成町地域防災計画における災害復興計画の具体化を図る。(防災安全課)
関連計画	開成町地域防災計画

⑥ 受援体制の整備

再掲(推進方法は1-5-⑦に記載)

【事前に備えるべき目標】

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する。

取組の方向性

- 緊急通行車両等の閉塞を防止する取組を推進し、災害に強い道路網の構築を図る。
- 防災行政無線及び関連システム等の適正な管理や機能強化、情報通信技術の進展への対応等、情報発信・入手の確保・強化を図る。

(起きてはならない最悪の事態)

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺、長期停止

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	防災行政無線の整備				○				
②	電線の地中化等の強靱化整備				○		○		

① 防災行政無線の整備

推進方針	防災行政無線のデジタル化に伴い、災害情報の受信、配信の迅速化・多角化を図る。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル同報系防災行政無線において、音質の改善、屋外スピーカーの増設、テレホンサービス回線の増設等を実施し、情報配信の迅速化・多角化を図る。(防災安全課)</li> <li>・災害時、町内で活動する職員間、災害対策本部との連絡にデジタル移動系防災行政無線により、情報伝達の迅速化を図る。(防災安全課)</li> </ul>

② 電線の地中化等の強靱化整備

推進方針	災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防止するため、電線類の地中化を進め、安全性のより一層の向上を図る。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害を防止するため、緊急輸送路や駅前通り線の新規幹線道路について、電線類が通行障害とならないよう電線管理者と協力して地中化することにより、防災対策の向上を図る。(県、街づくり推進課)</li> </ul>

#### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない状態

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	防災行政無線の整備				○				
②	町民への情報発信体制の多角化	○							
③	災害時臨時 Wi-Fi スポットの設置整備				○				

##### ① 防災行政無線の整備

再掲(推進方法は4-1-①に記載)

##### ② 町民への情報発信体制の多角化

推進方針	避難に関する情報について、各種手段を用いて町民に配信し、逃げ遅れの防止を図る。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線の情報のとり方について、広報紙、パンフレット、町ホームページ等を通じて啓発する。(防災安全課)</li> <li>・開成町ホームページ、テレビのデータ放送、開成町安心メール等、各種手段の併用を図り、迅速な避難行動ができる情報発信体制を整える。(防災安全課)</li> </ul>

##### ③ 災害時臨時 Wi-Fi スポットの設置整備

推進方針	避難者が多数発生する場所において、情報入手を容易にするため災害時の臨時Wi-Fiスポットを整備する。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の当初に開設する指定避難所(文命中学校、開成小学校、開成南小学校)に臨時のWi-Fiスポットを設置する。(防災安全課)</li> </ul>

**【事前に備えるべき目標】**

5 大規模自然災害発生後であっても経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせ  
ない。

**取組の方向性**

○ 事業所等の事業活動を維持するための支援や体制づくりを図る。

(起きてはならない最悪の事態)

5-1 サプライチェーンの寸断等による事業所の生産力の低下

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施 策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	事業所の防災体制の確立				○			○	

① 事業所の防災体制の確立

推進方針	災害発生時、事業所が「自助」「共助」の力を発揮し迅速に救助、避難支援などの活動、さらには経済活動の維持等を行うことができるよう、事業所の防災に関する取組への支援を行う。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の実施する中小企業者・団体等を対象としたBCP作成支援、事例集の活用、セミナー等を活用し、町内事業所への案内を行う。(防災安全課、産業振興課)</li> <li>・事業所との情報交換や連携を進め、事業所従業員の防災意識の高揚を図る。(防災安全課、産業振興課)</li> </ul>

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給停止

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施 策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	事業所の防災体制の確立				○			○	

① 事業所の防災体制の確立

再掲(推進方法は5-1-①に記載)

### 5-3 食料等の安定供給の停滞等

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	物資輸送経路の確保				○		○		
②	事業所の防災体制の確立				○			○	

#### ① 物資輸送経路の確保

推進方針	道路機能の早期回復と交通の混乱防止、緊急通行車両の円滑な運行確保のため、道路啓開の実施体制や交通規制体制を強化する。
主な取組	・緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線について、県西土木事務所等との情報共有を行う。(街づくり推進課) ・災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図る。(街づくり推進課)

#### ② 事業所の防災体制の確立

再掲(推進方法は5-1-①に記載)

#### 【事前に備えるべき目標】

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに早期復旧を図る。

#### 取組の方向性

○ 水道施設の耐震化及び給水体制の確保をはじめ、家庭における創・省・蓄エネ機器等の導入促進を図る。

(起きてはならない最悪の事態)

#### 6-1 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能停止

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	非常時のエネルギー供給体制の整備				○	○			
②	自立・分散型エネルギーの導入促進				○	○			
③	事業所の防災体制の確立				○			○	

#### ① 非常時のエネルギー供給体制の整備

再掲(推進方法は2-3-②に記載)

#### ② 自立・分散型エネルギーの導入促進

推進方針	エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。
主な取組	・家庭における太陽光発電等の再生可能エネルギーや、ガスコージェネレーション等の分散型エネルギーの導入を促進する。(環境上下水課) ・応急対策の一環として、災害時に電気を供給することができる電気自動車等の普及、促進を図る。(防災安全課、環境上下水道課)

### ③ 事業所の防災体制の確立

再掲(推進方法は5-1-①に記載)

## 6-2 上下水道等の長期間にわたる供給停止

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	水道施設の耐震化及び給水体制の確保						○		

### ① 水道施設の耐震化及び給水体制の確保

再掲(推進方法は2-1-⑦に記載)

## 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	汚水処理施設等の確保						○		

### ① 汚水処理施設等の確保

推進方針	地震に強い下水道の整備、県や関係団体等のバックアップ体制を確立し、対策の向上を図る。
主な取組	・地震に強い下水道の整備を実施する。(街づくり推進課)

## 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施 策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	電線の地中化等の強靱化整備				○		○		
②	道路、橋梁等の整備						○		
③	道路啓開・交通規制体制の整備						○		

### ① 電線の地中化等の強靱化整備

再掲(推進方法は4-1-②に記載)

### ② 道路、橋梁等の整備

再掲(推進方法は2-5-⑨に記載)

### ③ 道路啓開・交通規制体制の整備

再掲(推進方法は2-5-⑦に記載)

## 【事前に備えるべき目標】

### 7 制御不能な二次災害を発生させない。

#### 取組の方向性

- 災害時の大規模火災の発生を防ぐため、建築物の不燃化対策や延焼防止に配慮した都市施設の整備等、災害に強いまちの形成に努める。

## (起きてはならない最悪の事態)

### 7-1 住宅密集地での大規模な火災の発生

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施 策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	消防団・自主防災組織の強化	○			○				
②	避難所の確保・整備	○			○	○			
③	建物の不燃化対策				○				
④	市街地の防災対策						○		
⑤	文化財の防災対策				○			○	
⑥	広域応援体制の強化				○				○

① 消防団・自主防災組織の強化

再掲(推進方法は1-1-③、1-1-④に記載)

② 避難所の確保・整備

再掲(推進方法は1-1-①に記載)

③ 建物の不燃化対策

再掲(推進方法は1-1-⑩に記載)

④ 市街地の防災対策

再掲(推進方法は1-1-⑯に記載)

⑤ 文化財の防災対策

再掲(推進方法は1-1-⑫に記載)

⑥ 広域応援体制の強化

再掲(推進方法は2-1-⑤に記載)

7-2 事業所等の火災、爆発の発生

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	消防団・交通指導隊の強化	○			○				
②	危険物等施設の安全対策				○			○	
③	事業所の防災体制の確立				○			○	

① 消防団・交通指導隊の強化

再掲(推進方法は1-1-③に記載)

② 危険物等施設の安全対策

再掲(推進方法は1-1-⑪に記載)

③ 事業所の防災体制の確立

再掲(推進方法は5-1-①に記載)

### 7-3 沿線・沿道の建物倒壊による交通麻痺及び二次被害の発生

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	道路啓開・交通規制体制の整備						○		
②	避難所の確保・整備	○			○	○			
③	応急危険度判定の体制整備				○		○		
④	住宅の耐震化及び安全対策				○		○		

#### ① 道路啓開・交通規制体制の整備

再掲(推進方法は2-5-⑦に記載)

#### ② 避難所の確保・整備

再掲(推進方法は1-1-①に記載)

#### ③ 応急危険度判定の体制整備

推進方針	応急危険度判定の実施体制、マニュアル等を整備する。
主な取組	・震災時における二次災害を防止するための応急危険度判定活動を的確に実施できるよう、県と連携して判定士の要請・訓練を実施するとともに実施体制の整備を行う。(街づくり推進課)

#### ④ 住宅の耐震化及び安全対策

再掲(推進方法は1-1-⑨に記載)

### 7-4 有害物質の大規模拡散・流出

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	危険物等施設の安全対策				○			○	

#### ① 危険物等施設の安全対策

再掲(推進方法は1-1-⑪に記載)

## 7-5 農地荒廃による被害の拡散

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施 策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	農業用施設等の整備							○	

### ① 農業用施設等の整備

再掲(推進方法は1-3-⑦に記載)

## 7-6 風評被害による地域経済等への甚大な影響

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施 策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	情報発信体制の整備				○				

### ① 情報発信体制の整備

再掲(推進方法は1-4-⑨に記載)

## 7-7 水路、貯水池等の損壊、機能の不全による二次災害の発生

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施 策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	排水施設の整備						○		
②	農業用施設等の整備							○	

### ① 排水施設の整備

再掲(推進方法は1-3-③に記載)

### ② 農業用施設等の整備

再掲(推進方法は1-3-⑦に記載)

**【事前に備えるべき目標】**

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

<p><b>取組の方向性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害廃棄物の処理に係る新たな協力体制の構築を図り、災害時においても円滑に廃棄物を処理できる仕組みづくりを進める。</li> <li>○ 避難所運営について、災害ボランティアの連携強化等、一層の体制整備を図る。</li> </ul>
---

(起きてはならない最悪の事態)

8-1 大量発生 of 災害廃棄物の処理停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	災害廃棄物の処理体制の整備					○			

① 災害廃棄物の処理体制の整備

推進方針	大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための仕組みづくりを進める。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県災害廃棄物処理計画に基づき開成町災害廃棄物等処理計画の策定を検討する。(環境上下水課)</li> <li>・県、民間事業者団体等とともに、災害廃棄物の処理に係る新しい協力体制の構築について検討する。(環境上下水道課)</li> </ul>
関連計画	神奈川県災害廃棄物処理計画

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	復興対策マニュアルの整備				○		○		

① 復興対策マニュアルの整備

再掲(推進方法は3-3-⑤に記載)

### 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	災害ボランティア活動の充実・強化	○		○					
②	要配慮者等への支援			○	○				
③	避難所運営体制の整備				○				
④	復興対策マニュアルの整備				○		○		
⑤	避難時のペット対策					○			
⑥	応急仮設住宅の迅速な提供						○		

#### ① 災害ボランティア活動の充実・強化

推進方針	ボランティアの迅速な受入体制の整備、被災者の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化等の対策を行う。
主な取組	・災害時のボランティア支援体制が円滑に機能するよう、平常時から訓練の実施などの実践的な備えを行うとともに、関係機関・団体との連携協力体制づくりを行う。 (防災安全課、福祉介護課、社会福祉協議会)

#### ② 要配慮者等への支援

再掲(推進方法は1-1-⑧に記載)

#### ③ 避難所運営体制の整備

推進方針	避難所での生活環境を良好なものとするため、要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難のルール、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様な視点からの反映を考慮し避難所運営にあたる。
主な取組	・「指定避難所開設運営マニュアル」について必要に応じ見直しを実施する。 (防災安全課、総合窓口課、税務課、出納室、学校教育課、生涯学習課) ・避難所における生活環境を良好なものにするため、避難所必需物資等の備蓄を推進する。 (防災安全課) ・避難所において高齢者等が安心して生活できるよう支援体制の整備を努める。 (防災安全課、福祉介護課)
関連計画	指定避難所開設運営マニュアル

#### ④ 復興復旧マニュアルの整備

再掲(推進方法は3-3-⑤に記載)

### ⑤ 避難時のペット対策

推進方針	大規模災害により飼主が不明、負傷及び避難所において飼育が困難になったペットの保護、収容する等の対策を行う。
主な取組	・「災害時におけるペット避難マニュアル」に基づき、ペットとの同行避難のルール等について周知を図るとともに、飼い主が防災意識を高め、ペットのための災害に備えた準備を行うよう啓発を行う。(環境上下水道課)
関連計画	災害時におけるペット避難マニュアル

### ⑥ 応急仮設住宅の迅速な提供

推進方針	応急仮設住宅の迅速・的確な提供
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が実施する応急仮設住宅(建設型・民間賃貸住宅借り上げ型)の供給に関する訓練に参加する。(防災安全課、街づくり推進課)</li> <li>・県、ネットワークおぢやが実施する住家被害の調査担当者のための研修等に参加し、災害時の住家被害調査の迅速化を図る。(防災安全課、税務課)</li> <li>・災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、体制を整備する。(街づくり推進課、福祉介護課)</li> </ul>

## 8-4 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

当該「最悪の事態」を回避するための施策一覧

No.	施策	関連する施策分野							
		協働	未来	健康	安全	自然	都市	産業	自治
①	河川改修、排水施設の整備						○	○	
②	広域応援体制の強化				○				○

#### ① 河川改修、排水施設の整備

再掲(推進方法は1-3-②、1-3-③に記載)

#### ② 広域応援体制の強化

再掲(推進方法は2-1-⑤に記載)